

Title	大熊一郎・浜田文雅著 国民所得論
Sub Title	A theory of national income, by I. Okuma and F. Hamada
Author	鳥居, 泰彦
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1967
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.60, No.2 (1967. 2) ,p.240(112)- 242(114)
JaLC DOI	10.14991/001.19670201-0112
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19670201-0112

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

に理論的に把握していただきたかったと思う。

日本の労働運動の研究に関心をもちはじめたばかりの筆者には、このような瑣末な感想しか浮ばないのは残念である。史料の価値のきわめて高い力作であると信ずる。労働運動史に関心をもつすべての諸君に推奨を惜しまない。

(日本評論社・一九六六年八月刊・A5・二五三頁・二二〇〇円)

大熊 一郎 著
浜田 文雅 著

『国民所得論』

鳥居 泰彦

国民所得論に関する書物は、今までにも数多く刊行されているけれども、現在、この研究分野の状況は、以下に略述するように、少なくとも三つの点から、議論の再吟味を必要とする所に来ている。ここに紹介する労作は、これらの新しい要請にこたえる極めて重要な接近である。

計した、改定後最初の公表国民所得統計の発表を待たずに脱稿しているために、例示としての(第二一表)(第二一六表)は、審議会の答申案の昭和三十七年度試算の勘定を採用せざるを得なかったようである。審議会の答申案と最終的な新勘定とは、表章形式に若干の違いがあり、計数値にも若干の出入りがあるが、新勘定の趣旨を説明する素材としては、これで充分である。著者等は、この点を八八頁の十行十六行目の参考文献で補うことを要請している。

三

国民所得論の展開に今日要請されている第二の点は、分析理論とデータの相互関係に関することである。他の経験科学におけると同様、経済分析においても分析の対象となるのは、理論仮説と観察に基いて抽出されたデータである。それ故、データの構成は理論と不可分の関係にある。実際にはデータとして抽象されない現象は理論の中に組み込まれることはないし、その逆もまた然りである。従って、国民所得勘定の解説は国民所得決定の経済理論との関連を明確にしつつ展開されるべきである。従来、こうした点に意を置いた教科書は、アクリーのそれ(Macro Economic Theory)の如き優れた例外を除いて、極めて少なかったのである。本書の第一部第二章(第六章)は、この意味では極めて明解な説明を与えている。読者は、国民所得勘定における三面等価の原則や、貯蓄と投資の均等の原則がケインズの国民所得決定図式とどのように対応しているかを始め、マクロ経済分析の用具が国民所得勘定のどの部分をどのよ

二

第一に、国民所得勘定そのものの改定である。ますます複雑化して行く経済組織と経済分析用具の精緻化に対応して、国際的諸機構と各国政府は国民経済を包括的・斉合的に高い精度で把握するために、いわゆる国民経済計算の諸勘定の改善を手がけて来た。一九五〇年代には、国際連合、OECD、ECFAE等の諸機関およびアメリカをはじめとする先進諸国が国民所得勘定標準方式の改定と統計整備の作業を続けて来た。国際連合統計局は一九五三年にSNA方式(A System of National Accounts and Supporting Tables)を提示し、更に一九六四年にはストーンを議長とする専門部会を召集してSNAの改定を検討した。わが国ではこの動向に準拠して、一九六三年から一九六五年にかけて国民経済計算審議会で検討を行ない、旧国民所得勘定(国民所得白書)にかわる新国民所得勘定(国民所得統計年報)を公表した。新勘定は、それ自体表章の形式と原理を一新しているのみならず、資金循環勘定、産業連関表、国富統計等の勘定との統合をへて国民貸借対照表に総括するための布石を内蔵している。従って、国民所得論を学ぼうとする者、または国民所得統計を使って経済分析をしようとする者にとっては、これらの新勘定方式の趣旨を了解しておくことは不可欠である。本書の第一部第一章および第二章は、この点の解説としてすぐれている。ただ本書の執筆が、『国民所得統計年報』昭和四十一年版(新勘定方式)によって昭和二十六年、昭和三十一年の四半期別、年別国民所得勘定を推

うに説明しようとするものであるのかを識ることができよう。第一部の記述は、単に国民所得勘定に止まらず、マネーフロー表、資金循環勘定、国民貸借対照表、資本ストック勘定等、国民経済計算の中に含まれる他の諸勘定にまで、同様の分析を展開している。国民経済の分析が、単に国民所得勘定だけでなく、これらの諸勘定に抽象される諸現象とそれらの相互関係を説明する方向に向いつつある折から、この試みは貴重である。例えば、既に幾つか発表されている、資金循環面を含むマクロ・エコノメトリック・モデルをみようとする場合、第一部の記述は不可欠の予備知識を与えると同時に、後述の第十章の導入部となっている。具体的モデルビルディングと計測を始め、実証分析の豊かな経験を持つ二人の著者だけに、必要十分な知識を網羅している。

四

第三の要点は国民所得の実証分析に関する整理である。これまでに国民所得決定のマクロ・モデルは数多く作成された。また、これに伴って、生産関数、消費関数、投資関数を始め一つ一つの部分品の緻密な研究が積み重ねられて来た。国民所得決定のマクロ・モデルを作成しようとする時、今では、これらの先駆的業績を無視することはできない。本書の第二部は、これらの先駆的分析の中で世界の共有財産となっているものを順序よく簡明に網羅している。読者は、第二部第七、八、九章から、ケインズ以後のマクロ経済分析の基本的な理論構成とその各部分の経験分析の成果を総括的かつ正

確に識ることができるであろう。例えばダグラス型生産函数を産業または部門または国民経済全体について定義し計測することが、投入・産出の間の技術的な生産関数とどのように関係しているかといった最も基本的な事柄の理解を与えるなどの貴重な配慮を要所所に見るであろう。

五

第二部はさらに、最近の実証分析の中でとり上げられている問題点にまで分析を進めている。経済の实物取引面と金融取引面の相互関係をモデルの中に組み込むことは、コージェンが最初に試みた重要な接近であった。わが国でも、既に経済企画庁、日本銀行を始め各方面で幾つかの資金循環モデルが作成されている。この種のモデルの多くは、また、経済を幾つかの部門に分割して把握して、各部門間の相互依存関係をも同時に追跡しようとする。著者は、これらの試みの幾つかに実際にたずさわった人であるから、この部分の解説は、この種の作業の要点をついている。しかもそれが、前述のような第一章と第九章の理論と展望のあとをうけているために、資金循環面と实物取引面および部門間の各種のフローをあらわすデータの理論的性格は読者にとって既に明確となつてはいるはずである。

第十一章は、国民所得統計に立脚したもう一つの研究の側面である。経済成長理論に特にふれている。そこでは、ハロッド・ドーマー型の成長理論に基いて昭和二十七年と三十九年のわが国の経済成長を支えた要因を抽出してみせている。経済成長ないしは経済発展

の理論に関しては、ハロッド・ドーマーモデルを含むいわゆるケインジアン成長理論の他に、少なくとも、新古典派の成長理論の系譜とデュアリスムの発展理論の系譜があつて、それらの展望だけでも膨大な紙数を要する。本書の趣旨から云つてこの種の展望が第二部からはふかれたのは当然である。

第十二章には、実質国民所得を得るための指数算式について簡明な記述がある。今日わが国の国民所得勘定では、実質国民所得はインプリシット・デフレーターによって算出されている。この方式と伝統的なラスパイルズ式、パーシェ式、フィッシャー式との相互関係を識っておくことは、国民所得論に関する今日的な三つの要請の第一として前述した点とも関連して、不可欠のことであろう。

このような極めて多くの貴重な情報を、読者の理解にとって非常に便利な順序で総括的に整理して展開した本書の業績は、高く評価されるであろう。

(日本評論社・一九六六年十一月刊・B6・二七八頁・八〇〇円)

新刊紹介

藤本 武 著

『各国の労働安全対策』

最近、公害の問題が非常にやかましくなつてきている。ひとつの重大な社会問題とさえいわれているが、これはやはり独占資本主義段階に特有な現象であると思う。しかし国民全体にかかわる公害とならんで、労働者の職場でおこる災害、すなわち労働災害も近年とみに増大しつつあることは、たとえば、三井三池の炭塵爆発をはじめとする最近の大災害をみれば明らかである。労働災害は何故におこるのか、その理由は単純ではないが、要するに利潤追求を至上命令とする企業が、労働者の犠牲において労働強化をおこなうことによつて、生産性の増大をはかり、労働環境の整備をおこしたり、甚だしきは無視することが根本的な原因であることはいまでもない。しかし原因はそこにあるとして、これを防止する責任は、資本家の側にあるとともに、労働者階級の組織としての労働組合にあることは忘れられてはならない。もちろん労働災害防止の対策、いわゆる労働安全対策は、法的規制

としては、国家権力を媒介とする社会政策としてあらわれるのであり、また個別企業が、いわゆる労務管理政策の一環として行なうところのものでもあるけれども、それが労働安全対策として、真に有効なものになるためには労働者階級の力が問題となり、労働組合の態度が重要な役割を演じている。わが国の労働組合は果して労働安全対策について、年末・期末手当や賃金引き上げと同じような熱烈な気持でとりくんでいるといえるであろうか。

本書はこのような労働安全対策について、イギリス、フランス、西ドイツ、アメリカ合衆国のいわゆる先進資本主義国および社会主義国、ソヴェート連邦とチェコスロヴァキアを選んで、詳細に紹介している。著者の関心は、たえず日本に注がれており、わが国における労働災害の異常な高さを念頭においてヨーロッパ諸国の事情を説明している。著者によれば、「工場の災害死亡率については、イギリスがもっとも低く……、西ドイツの災害死亡率は高く、わが国に比べても死亡災害が多発している。また炭鉱をみると、オランダが最も低く、インド、イギリス、フランスはこれに次ぐが、西ドイツは、この三ヶ国よりもやや高い。アメリカ合衆国は、数値のわかつている九ヶ国中では、日本に次いで高く、

カナダも同様である」(三頁)。

ところで、これらの資本主義四国の労働災害防止対策は、それぞれ特質をもっている。すなわち、技術安全事項については、法律で規定するのは各国共通であるが、西ドイツでは、労災相互保険組合が政府の認可を受けて災害防止条令をつくり、それに法的効力を与えていること、フランスでもそういう権限を、社会保障金庫に与えている。また、アメリカにおいては、連邦制の制約のために州によっていちじるしく異なり、鉱山および海上以外は、すべて州法による規制しかなく、そのアンバランスがいちじるしく、それがためにアメリカの労働災害率をいちじるしくたかめていくといわれる。また技術的な点から安全組織の面に転ずると、いちじるしく法制化のすすんでいるのはフランスで、衛生安全委員会の設置が、国によって強制され、また西ドイツでは、一九六三年、労働者から選ばれた安全委員の選出が法律によって定められ、労働者の安全問題について、国家による法的な規制が強い。

ところが、イギリスとアメリカ合衆国ではそのような法的規制よりも、任意的 (voluntary) な制度に依存する傾向が強く、たとえば、イギリスでは、労使合同の形をとり、アメリカでは、管理者の安全組織が優位をしめ